

熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）（以下「畜産特別資金要綱」という。）別添2の別表1に掲げる対象家畜伝染病（以下「対象家畜伝染病」という。）の発生に伴う家畜の処分及び移動制限等のまん延防止措置により、収入が減少し経営の継続及び維持が困難となる畜産経営者や畜産経営の再開に多額の資金を要する経営者に対し経営の継続、維持又は再開に必要な資金を融通する熊本県家畜疾病対策経営安定資金に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において熊本県家畜疾病対策経営安定資金とは、対象家畜伝染病の発生等に伴う家畜等の処分により経営の停止や出荷減少等の経済的影響を受けた経営者が経営再建のための資金を、第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1及び2の資金をいう。

- 1 熊本県家畜疾病経営維持資金（以下「家畜疾病経営維持資金」という。）畜産特別資金要綱別添2に定める資金。
- 2 熊本県家畜疾病対策農林漁業セーフティネット資金（以下「家畜疾病対策セーフティネット資金」という。）
農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通達）（以下「セーフティネット資金要綱」という。）に定める資金。

第3 融資対象者

- 1 家畜疾病経営維持資金の融資対象者は次のとおりとする。
 - (1) 経営再開資金にあつては、対象家畜伝染病の発生等に伴い、家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた経営者とする。
 - (2) 経営継続資金にあつては、対象家畜伝染病の発生等に伴い、経営継続が困難となった経営者であつて、次の①から③のいずれかに該当するものとする。
 - ① 移動制限等の対象となった家畜を飼養するもの
 - ② 移動制限等が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との取引が停止された畜産経営者であつて、対象家畜伝染病の発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの
 - ③ 対象家畜伝染病の発生により、輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であつて、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの
 - (3) 経営維持資金にあつては、国内における対象家畜伝染病の発生に伴う生産物の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、別表1の1に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。
- 2 家畜疾病対策セーフティネット資金の融資対象者は、別表1の2に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

第4 融資対象経費

本資金の融資対象経費は、既往負債の借換えを除く、次に掲げる畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費とする。

- (1) 飼肥料費
- (2) 家畜の購入費
- (3) 畜産経営に用する器具及び消耗品等購入費
- (4) 雇用労働費
- (5) その他畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費

第5 融資機関

家畜疾病経営維持資金及び家畜疾病対策セーフティネット資金を融通する金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 家畜疾病経営維持資金

- ① 農業協同組合
- ② 農業協同組合連合会
- ③ 農林中央金庫
- ④ 知事が指定する銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定を受けようとする場合は、金融機関は融資機関指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとし、適当と認めたときは、知事は当該金融機関へ融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(2) 家畜疾病対策セーフティネット資金

日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び日本公庫の委託金融機関

第6 貸付の条件

1 貸付限度額

(1) 家畜疾病経営維持資金

貸付限度額は、次に掲げる額を上限とし、知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けた畜産経営維持計画に定める借入計画額とする。

① 経営再開資金

- a 個人経営 2,000万円
- b 法人経営 8,000万円

② 経営継続資金及び経営維持資金

- a 乳用牛1頭当たり 13万円
- b 肥育用牛1頭当たり 13万円
- c 繁殖用雌牛1頭当たり 6万5千円
- d 肥育豚1頭当たり 1万3千円
- e 繁殖豚1頭当たり 2万6千円
- f 家きん100羽当たり 5万2千円
- g 繁殖用めん羊及び山羊1頭当たり 1万3千円
- h その他畜産特別資金要綱別添2の別表3に定める家畜1頭当たりの額

(2) 家畜疾病対策セーフティネット資金

600万円

ただし、経営規模等から、貸付限度額の引き上げが必要と日本公庫が認める場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、その認めた額とする。

2 償還期限等

(1) 家畜疾病経営維持資金

7年（内据置期間3年）以内

(2) 家畜疾病対策セーフティネット資金

- 1 5 年（内据置期間 3 年）以内
- 3 償還方法
 - (1) 家畜疾病経営維持資金
元金均等償還
 - (2) 家畜疾病対策セーフティネット資金
日本公庫の定める方法
- 4 貸付利率は、別表 1 に定めるとおりとする。

第 7 県の助成

- 1 県は、市町村が本資金に係る利子補給金として、融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を 3 6 5 日で除して得た額）に別表 2 の A 欄に定める利子補給率を乗じて得た額を、融資機関又は融資対象者に交付したときは、当該額に別表 2 の B 欄に定める利子補給補助率を乗じて得た額の合計額を、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（次項において「要項」という。）の定めるところにより当該市町村に対して予算の範囲内で補助するものとする。
- 2 前項の計算期間は、毎年 of 貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日までの期間とし、要項第 3 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、家畜疾病対策セーフティネット資金にあっては、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間とする。
- 3 第 1 項の規定により県が市町村に補助する期間は、別表 2 の C 欄に定めるとおりとする。

第 8 借入手続等

- 1 家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニューを除く）
 - (1) 借入希望額が、個人にあっては 2, 0 0 0 万円以下、法人にあっては 8, 0 0 0 万円以下の場合（ただし、借入を希望する資金が経営維持資金であって飼養畜種がめん羊又は山羊の場合を除く）の手続は以下のとおりとする。
 - ① 本資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、家畜疾病経営維持資金借入申込書（別記第 3 号様式）及び畜産経営維持計画（畜産特別資金要綱別添 2 別紙様式第 1－1 号又は第 1－2 号）を融資機関の長に提出するものとする。
なお、別表 1 の 1 に定める特認資金の借入れを希望する者は、販売実績等報告書（別記第 4 号様式）を併せて提出するものとする。
また、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、同協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
 - ② 融資機関の長は、①の書類を受理した場合において適当と認めたときは、当該書類に本資金借入の効果等についての意見（別記第 5－1 号様式）及び家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（別記第 6 号様式）を添えて市町村長に提出するものとする。
 - ③ 市町村長は、②の書類を受理した場合において適当と認めたときは、当該書類に家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書（別記第 7 号様式）及び家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書（別記第 8 号様式）を添えて、所轄の広域本部長又は地域振興局長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
 - ④ 振興局長等は、③の書類を受理した場合において、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で適当と認めたときは、家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書（別記第 9 号様式）及び家畜疾病経営維持資金畜産経営維持計画承認書（別記第 1 0 号様式）を市町村長に交付するとともに、写しを団体支援課に提出するものとする。
 - ⑤ 団体支援課は、④により提出された書類により、公益社団法人中央畜

産会（以下「中央畜産会」という。）に畜産経営維持計画の承認について報告を行うものとする。

- ⑥ 市町村長は④の通知を受けた場合は、速やかに家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書（別記第11号様式）に④の事業承認通知書の写し及び計画承認書の写しを添えて融資機関の長に交付するものとする。
 - ⑦ 融資機関の長は、⑥の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に対して経営再開資金、経営継続資金及び経営維持資金を融通するものとする。
 - ⑧ 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、貸付実行月の翌月5日までに家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書（別記第12号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
 - ⑨ 融資機関の長は、利子補給期間内に特例償還等を行った場合は、速やかに家畜疾病経営維持資金特例償還等報告書（別記第13号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
- (2) 借入希望額が、個人にあつては2,000万円、法人にあつては8,000万円を超える場合及び借入を希望する資金が経営維持資金であつて飼養畜種がめん羊又は山羊の場合の手続は以下のとおりとする。
- ① 借入希望者は、(1)の①に定める書類を融資機関の長に提出するものとする。

なお、別表1の1に定める特認資金の借入れを希望する者は、販売実績等報告書（別記第4号様式）を併せて提出するものとする。

また、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、同協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
 - ② 融資機関の長は、①の書類を受理した場合において適当と認めたときは、当該書類に本資金借入の効果等についての意見（別記第5-2号様式）及び家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（別記第6号様式）を添えて市町村長に提出するものとする。
 - ③ 市町村長は、②の書類を受理した場合において適当と認めたときは、当該書類に家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書（別記第7号様式）を添えて、振興局長等に提出するものとする。
 - ④ 振興局長等は、③の書類を受理した場合において適当と認めたときは、本資金借入の効果等についての意見（別記第5-3号様式）を添えて団体支援課に提出するものとする。
 - ⑤ 団体支援課は、④の書類が提出された場合、家畜伝染病予防法に基づく飼養管理衛生基準の遵守状況を確認するとともに、家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書（畜産特別資金要綱別添2別紙様式第2号）に本資金借入の効果等についての意見を添えて、中央畜産会を経由して機構理事長に提出するものとする。
 - ⑥ 団体支援課は、機構理事長から経営維持計画の承認の通知を受けた場合は、速やかに振興局長等に通知するものとする。
 - ⑦ 振興局長等は、⑥の通知を受けた場合は、速やかに融資機関の長に通知するとともに、家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書（別記第9号様式）を市町村長に交付するものとする。
 - ⑧ 市町村長は⑦の通知を受けた場合は、速やかに家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書（別記第11号様式）に⑦の事業承認通知書の写しを添えて融資機関の長に交付するものとする。
 - ⑨ 融資機関の長は、⑦及び⑧の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に対して経営継続資金及び経営維持資金を融通するものとする。
 - ⑩ 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、貸付実行月の翌月5日までに家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書（別記第12号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
 - ⑪ 融資機関の長は、利子補給期間内に特例償還等を行った場合は、速や

かに家畜疾病経営維持資金特例償還等報告書（別記第 13 号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

- (3) クイック融資メニューに係る借入手続等については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け農畜機第 4699 号）の定めによるものとする。

2 家畜疾病対策セーフティネット資金

- (1) 借入希望者は、日本公庫から貸付決定通知書を受領した後、家畜疾病対策セーフティネット資金利子助成承認申請書（別記第 14 号様式）に販売実績等報告書（別記第 15 号様式）及び貸付決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1) の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、当該書類に家畜疾病対策セーフティネット資金補助対象事業承認申請書（別記第 16 号様式）を添えて、振興局長等に提出するものとする。
- (3) 振興局長等は、(2) の書類を受理した場合において適当と認めたときは、家畜疾病対策セーフティネット資金補助対象事業承認通知書（別記第 17 号様式）を市町村長に交付するとともに、写しを団体支援課に提出するものとする。
- (4) 市町村長は(3) の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に家畜疾病対策セーフティネット資金利子助成承認通知書（別記第 18 号様式）を交付するものとする。
- (5) 利子助成承認を受けた者は、本資金の貸付けを受けたときは、貸付実行月の翌月 5 日までに家畜疾病対策セーフティネット資金貸付実行報告書（別記第 19 号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に特例償還等を行った場合は、速やかに家畜疾病対策セーフティネット資金特例償還等報告書（別記第 20 号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

第 9 ランピースキン病の国内発発生に係る時限的特例措置

- 1 国内初発生により、ランピースキン病は広範囲にわたって畜産経営に重大な支障を与えるおそれのあることを踏まえ、第 3 の 1 の(2)本文中、同③中、同(3)中及び別記第 4 号様式の 2「対象家畜伝染病」の後にそれぞれ「又はランピースキン病」を加え、別表 1 の 1 の牛の区分中「又は対象家畜伝染病」とあるのは、「対象家畜伝染病又はランピースキン病」として、この要項の規定を適用する。
- 2 1 のランピースキン病に係る適用対象の融通実施期間は、ランピースキン病の国内初発生日に当たる令和 6 年 1 月 6 日から 3 年間とする。

第 10 証拠書類の保管期間

証拠書類の保管期間は、当該貸付金の償還等が終了するまでの期間とする。

第 11 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、畜産特別資金要綱、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号-2）、セーフティネット資金要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。
- 2 熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要項は、令和３年１２月２８日から施行し、令和３年１２月２１日から適用する。

附 則

この要項は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和６年９月２０日から施行する。

附 則

この要項は、令和７年６月１９日から施行する。

別表 1

1 家畜疾病経営維持資金

資金種類	要件及び貸付利率
経営再開資金	1 貸付利率 無利子
経営継続資金	1 特認要件 (1) 家さん 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の販売に係る1kg当たり換算額（以下「1kg当たり平均販売単価」という。）が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の1kg当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下していること又は対象伝染病の発生月から直近1か月までの1kg当たり平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の1kg当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下していること（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、1kg当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。） (2) 豚 直近1か月間（直近1か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る1頭当たり換算額（以下「1頭当たり平均販売単価」という。）が、前年から過去5年間の同月（直近1か月間に出荷がなかった場合は同時期）の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下していること又は対象家畜伝染病の発生月から直近1か月までの1頭当たり平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下していること (3) 牛 直近1か月間（直近1か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る1頭当たり平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（直近1か月間に出荷がなかった場合は同時期）の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下していること又は対象家畜伝染病の発生月から直近1か月までの1頭当たり平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下していること 2 貸付利率 一般：セーフティネット資金要綱第2の4に規定する利率 特認：無利子

経営維持資金	1 一般要件 (1) 家さん 直近1か月間（肉用鶏にあつては直近）の1kg当たり平均販売単価が、原則として前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあつては同時期）の1kg当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下していること又は対象家畜伝染病の発生月から直近1か月までの1kg当たり平均販売単価が、原則として前年から過去5年間の同期の1kg当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下していること（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、1kg当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。） (2) 豚 直近1か月間（直近1か月間に出荷がなかった場合は直近）の1頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去5年間の同月（直近1か月間に出荷がなかった場合は同時期）の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下していること又は対象家畜伝染病の発生月から直近1か月までの1頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去5年間の同期の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下していること (3) 牛 直近1か月間（直近1か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る1頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去5年間の同月（直近1か月間に出荷がなかった場合は同時期）の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下していること又は対象家畜伝染病の発生月から直近1か月までの1頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去5年間の同期の1頭当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下していること (4) めん羊又は山羊 国内における牛疫、口蹄疫又はTSEの発生に伴うめん羊の乳製品若しくは肉又は山羊の乳製品若しくは肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、機構理事長が適当と認める者 2 特認要件 経営継続資金の特認要件と同じ 3 貸付利率 一般：畜産特別資金要綱の別添2の第3の2の(1)のカの(エ)に規定する利率 特認：セーフティネット資金要綱第2の4に規定する利率
--------	--

2 家畜疾病対策セーフティネット資金

資 金 種 類	要件及び貸付利率
家畜疾病対策セーフティネット資金	発生農家の場合は、無利子
	制限区域内にあって、家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金の特認要件を満たす場合は無利子

別表 2

1 家畜疾病経営維持資金

資金種類	A 市町村利子補給率	B 県利子補給補助率	C 助成期間
経営再開資金	畜産特別資金要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のカの (エ) に規定する利率と同額	市町村利子補給率の 2 分の 1 以内	貸付実行日から 5 年以内
経営継続資金	一般：畜産特別資金要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のカの (エ) に規定する利率とセーフティネット資金要綱第 2 の 4 に規定する利率の差額 特認：畜産特別資金要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のカの (エ) に規定する利率と同額		
経営維持資金	一般：畜産特別資金要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のカの (エ) に規定する利率と畜産特別資金要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のカの (オ) に規定する利率との差額 特認：畜産特別資金要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のカの (エ) に規定する利率とセーフティネット資金要綱第 2 の 4 に規定する利率の差額		

2 家畜疾病対策セーフティネット資金

資金種類	A 市町村利子助成率	B 県利子助成補助率	C 助成期間
家畜疾病対策セーフティネット資金	セーフティネット資金要綱第 2 の 4 に規定する利率と同額	市町村の利子助成率の 2 分の 1 以内	貸付実行日から 5 年以内